

こども園での与薬について

くすりを飲ませることは医療行為にあたり、保育教諭が園児にくすりを飲ませることは本来望ましいものではありません。しかしながら、ご家庭の事情等で必要、やむを得ない場合には保護者に代わって与薬を行ってまいりました。

感染症対策を行う日々の中で、改めて、こども園における与薬に際して、保護者や医師のご協力をお願いいたしたく存じます。下記の諸事項は、子どもの健康と生命を守るという観点に沿ってのものでございますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(1) 『こども園における園児の与薬』

こども園における園児への与薬は法律の定める「医療行為」になる為、保育教諭は園児への与薬を行うことができません。

従って、原則としてこども園では薬をお預かりしないことといたします。

医師の診察を受けるときは、お子さんが現在こども園に通っていて、こども園では原則薬を飲むことができない事をお伝えの上、保育時間中に薬を服用しなくてもすむような処方を依頼して下さい。

例) 2回投与(朝/夕)にする

3回投与が必要な場合・・・朝/帰宅後/寝る前の3回服用にする

どうしても保育時間中に薬を服用しなければならない場合は、保護者が来園して子どもへ与薬して頂くこととなります。

ただし、慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病などのように経過が長引くような病気)の、日常における与薬や処置については、子どもの主治医またはこども園園医の指示に従うとともに、保護者及びこども園相互の連携が必要ですので、ご連絡下さい。協議した上で対応させていただきます。

(2) 『保護者が来園して子どもへ与薬することがやむを得ずできない場合』

主治医と保護者とこども園で話し合いの上、薬を服用することで通常保育ができると判断され、通常保育を希望される場合、主幹又はクラス担当保育教諭が保護者に代わって与薬します。

この場合は「与薬依頼書」を提出ください。

注意事項

- ① 主治医の処方による薬に限ります。
- ② 座薬・目薬・点鼻薬の投与は行いません。
- ③ 症状を判断しての投薬は行いません。
(熱がでたら、咳がでたら、発作が起こったら、)
- ④ お薬は必ず保護者が、保育教諭へ手渡しして下さい。
- ⑤ 薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いてしまった場合、こども園では責任を負いかねます。

※こども園における与薬、その他に関しご質問・ご不明な点等ありましたら園長までご相談下さい。

※裏面の「こども園での与薬について」を必ずお読みください。

与薬依頼書

年 月 日

清心緑が丘認定こども園長 様

下記の園児について、医師の診察を受けたところ、下記の保護者記入欄の内容のと通りの指示がありましたので、私に代わってこども園での与薬をお願いいたします。

- 持参した薬は、
- ① 医師が処方した薬です。
 - ② 薬は一回分ずつに分けています。当日分のみ持参しました。
 - ③ 薬の袋や容器に子どもの氏名を明記しています。

記

<保護者記入欄>

園児氏名	(組 歳児)
医療機関名	病院名: _____ 主治医: _____ 連絡先 _____
病名(症状)	
薬剤名	
薬の処方日	年 月 日(日分)
薬の保管方法	常温
飲み薬について	抗生物質・咳止め・鼻水止め・風邪薬・嘔気止め・下痢止め 気管支拡張剤・その他()
	粉末(種類 袋)・シロップ(種類 瓶)・その他()
	与薬時間 食前・食後・その他()
その他の薬について	種類()
	使用部位()
	使用時間()

薬剤情報提供書 (あり・なし)

<保護者確認事項>

上記の保護者記入欄の内容は、正確であり、記入漏れはありません。

上記園児の症状等により、児童票に基づいて保護者等に連絡することを承諾します。

上記園児の症状等により、主治医等関係者に必要な事項を連絡・照会することを承諾します。

なお、与薬に伴い生じた一切の結果に関するすべての責任は私が負うものとし、与薬に関わった者の責任を問うことはありません。

保護者氏名 _____ 印

<こども園記入欄>

与薬日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
与薬時間	:	:	:	:	:
与薬者サイン					
保護者サイン					

☆与薬が終わりましたら、この与薬依頼書はこども園で保管します。